

朝日町公共サービスパス(LoCoPiあさひまち)利用規約

第1章 総則

第1条(規約の適用)

- 富山県朝日町(以下、「町」という。))は、朝日町個人番号カードの利用に関する条例(令和5年朝日町条例第25号)に定める朝日町公共サービスパス(「LoCoPiあさひまち」と称し、以下、「本サービス」という。))を運用します。住民は、自身が所持するマイナンバーカードを用いて本サービスを利用することができます。
- 朝日町公共サービスパス(LoCoPiあさひまち)利用規約(以下、「本規約」という。))は、本サービスに登録したすべての利用者(以下、「利用者」という。))に適用されるものとします。
- 本規約の適用期間は、2024年1月17日から2024年3月末までとします。ただし、適用期間最終日前に町または利用者から特段の申し出がない場合は、適用期間の最終日の翌日から更に1年更新されるものとし、その後においても、また同様とします。
- 本サービスの提供態様に変更が生じた際は、本規約の見直しを都度行います。

第2条(本規約の変更)

- 町は、本規約の細則を別途定めることができるものとし、その細則は本規約と同等の効力を有するものとします。
- 町は、本規約及び細則を必要に応じて改定できるものとします。町は、本規約及び細則を改定する場合には、町所定の方法により住民に周知するものとします。

第3条(本サービス利用者の資格要件)

- 本規約に同意し、町に利用申請を行いマイナンバーカードにサービスIDを書き込むこと。(サービス利用を希望する者は、町内・町外在住を問わない。)
- 自身のマイナンバーカードを保有していること。
- 15歳未満、又は成年被後見人の場合、法定代理人の同意を得ていること
- その他、町が特別に利用を認めた場合

第4条(個人情報について)

- 町は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び朝日町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年朝日町条例第1号)に則り、アンケートを含む利用者から提供、又は本サービス利用にて取得した個人情報を次に掲げる各号の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。
 - 本サービスにおける情報配信
 - 景品やアンケート、書面の発送
 - 本サービスの改善
 - 紛失時等の緊急連絡
 - 災害時の避難所対応などの行政運営
 - 行政施設・イベント等での参加者情報管理
 - 今後の行政運営全体の検討
 - その他町からの情報発信
- 町は、次に定める各号に該当する場合において、利用者の個人情報を第三者に提供することができるものとし、
 - 利用者の同意がある場合
 - 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
 - 本サービスの運営を行う上で必要不可欠な場合
 - 災害時等緊急時において、消防や病院、災害多言語支援センター、福祉避難所施設等民間施設、他自治体、その他災害対応機関から提供を求められた場合
 - 法令により認められた場合
- 本サービスを通して得られた個人情報に該当しないマーケティングデータについては、集計・分析に使用し、分析後の結果を対外的に発表、または本サービスおよびその他町が提供するサービスの改善等で使用いたします。

第5条(こども専用ICカードの発行)

- 利用登録時に利用者が中学生以下で合った場合、マイナンバーカードの利用登録に加えて、マイナンバーカードと紐づけたこども専用ICカードを発行します。
- こども専用ICカードを保有する利用者が中学校を卒業した時点で、こども専用ICカードを速やかに町に返却するものとします。

第6条(マイナンバーカード及びこども専用ICカードの紛失・盗難等と再発行)

- 利用者がマイナンバーカードを紛失し、又は盗難にあったときは、遅滞なくマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へ連絡するものとします。こども専用ICカードを紛失、又は盗難にあったときは、遅滞なく町へ連絡するものとします。また本サービスの機能停止については町へ連絡するものとします。
- 不正使用された場合、又はその他何らかの損害が生じた場合でも、町は一切の責任を負わないものとします。
- マイナンバーカードを再発行し、再び本サービスを利用する場合は再度利用登録が必要となります。所定の窓口までマイナンバーカードをご持参いただき所定の手続きを行ってください。
- こども専用ICカードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等町が認めた場合(本規約の第12条及び第13条に基づき本人が確認できた場合)に限り再発行するものとします。この場合、利用者は町所定のこども専用ICカード再発行料500円(税込)を支払うものとします。
- 町の都合によりこども専用ICカードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

第7条(利用廃止並びにマイナンバーカード及びこども専用ICカードの使用廃止と返却)

- 利用者の都合により本サービス利用を中止するときは、町所定の届出書をもってその旨の届出を行うものとします。こども専用ICカードを所有している場合は直ちにカードを町へ返却するものとします。
- 利用者が次に掲げる各号のいずれかに該当した場合、町は利用者に通知することなく本サービスの利用を停止、又は利用者の資格を取り消すことができるものとします。
 - 利用登録時に虚偽の申告をしたとき。
 - 本規約のいずれかに違反したとき。
 - その他、町が利用者として不適格と判断したとき。
- 利用者資格を喪失した場合は、当然に利用者としての権利を喪失することを予め承認するものとします。
- 利用者が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切の本サービスを利用できなくなります。

第8条(付帯サービス等)

- 利用者は、町が提供する付帯サービス所定の方法により利用することができるものとします。付帯サービス及びその内容については、本サービス利用者に対し通知または告知するものとします。
- 利用者は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、当該規約に従うものとします。
- 利用者は、町が必要と認めた場合には、利用者への予告又は通知なしに変更もしくは中止される場合があることを予め承諾するものとします。
- 利用者は、本規約第7条2項の各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの一部又は全部が利用できなくなることを予め承諾するものとします。

第9条(規約の変更)

- 本規約が改定され、町から利用者に対しその内容を通知もしくは告知した後に本サービスを利用された場合は、当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 前項の告知がなされた後、利用者が本サービスの利用を中止することなく30日を経過した場合には、町は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第10条(反社会的勢力等の排除)

- 利用者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ利用者となった将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、
 - 暴力団員(暴力団の構成員)及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

- 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
 - 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不正行為を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者)
 - 社会運動等標榜ゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者)
 - 特殊知能の暴力集団等(前各号に掲げるもの以外の、暴力団との関係を胎票に、その威力を用い、又は暴力団との資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
 - 前各号に掲げる者(以下、「暴力団員等」という。))の資金獲得活動に乗り、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、又は便宜を供する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)
 - その他前各号に準ずる者
- 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計、又は威力を用いて町の信用を毀損、又は町の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
 - 町は、利用者が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、利用者に対して、該当事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。
 - 町は、利用者が本条第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、利用者による本サービスの利用申請を謝絶又は本規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができるものとする。この場合には、利用者は、町が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用を行うことができないものとします。
 - 利用者が本条第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、又は本条第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、本条第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本サービスの利用を継続することが不適切であると町が認める時には、町は、直ちに本サービスの利用を停止できるものとします。
 - 前項の規定により、町に損害、損失又は費用(以下、「損害等」という。))が生じた場合は、利用者は、これを賠償する責任を負うものとします。又、前項の規定の適用により、利用者に損害等が生じた場合も、利用者は、当該損害金等について町に請求しないものとします。

第11条(準拠法)

利用者と町の諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法を適用するものとします。

第12条(合意管轄裁判所)

利用者は、本規約について紛争が生じた場合、訴願に応じて、町の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第13条(消費税)

本規約に関わる諸手数料・サービス料その他について消費税が賦課される場合又は消費税率が変更される場合は、利用者は、当該消費税相当額若しくは当該増額分を負担することとします。

第14条(通知の到達)

町が、利用者に対して通知を行うにあたり、郵便・Eメール等の方法による場合には、町は利用者から提供を受けた、又は本サービスにより取得した住所・Eメールアドレスに宛てて通知をすれば足るものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなすものとします。

第15条(本サービスの終了)

町は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対し事前に町所定の方法で通知することにより、本サービスを全面的に終了することができるものとします。

- 社会情勢の変化
- 法令の改廃
- その他、町のやむを得ない都合による場合

第2章 ポイントサービス

第16条(ポイントの提供)

本サービス利用者に付与されるポイントについては別途定めるものとする。

第17条(ポイントの有効期限)

- 2024年4月1日以降に獲得したポイントの有効期限は、無期限です。自動で残高が失効されることはありません。
- 保有ポイント数は、一部施設に設置された読取端末及び「LoCoPiあさひまちLINE」で確認できるものとします。

第18条(ポイントの利用)

- 利用者は、ポイントの有効期限内に対象の景品との交換ができる抽選会に、ポイントを使用して参加することができます。抽選に必要なポイント数と対象の景品は別途定めるものとします。
- ポイントは現金と交換できません。

第19条(ポイントの返還不可)

利用者の都合により消費したポイントの返還は行いません。

第20条(ポイントの獲得制限・無効化)

1施設におけるポイント獲得は、1日2回までと定めます。2回を超えた端末へのカードタッチは、制限されタッチできません。見守り機能が有効でない場合があります。また万が一、不正な方法で取得したポイントと町がみなした場合には、そのポイントは無効化されます。

第21条(ポイント獲得の際トラブルが発生した場合)

前条で定める上限内でのポイント獲得にもかかわらず、通信トラブル等何らかの事象により、本来獲得できるはずのポイントが獲得できなかった場合においては、その対象ポイントは無効になります。

第22条(マイナンバーカード及びこども専用ICカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行)

マイナンバーカード及びこども専用ICカードの破損・汚損・磁気不良等により、マイナンバーカード及びこども専用ICカードが再発行された場合、町所定の方法で確認されたポイント残高は、再発行されたマイナンバーカード及びこども専用ICカードに引き継ぐものとします。

第23条(マイナンバーカード及びこども専用ICカードの紛失・盗難等の再発行)

- 紛失盗難によりマイナンバーカード及びこども専用ICカードが再発行された場合、町によるマイナンバーカード及びこども専用ICカードの利用停止措置が完了した時点のポイント残高が、再発行されたマイナンバーカード及びこども専用ICカードに引き継ぐものとします。ただし、本人確認ができない場合は、利用停止処理ができない場合があります。尚、再発行までに各種ポイント残高の有効期限が経過した場合、ポイント残高は引き継がれません。
- 利用者が、マイナンバーカード及びこども専用ICカードの紛失・盗難を申し出てから町による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、利用者は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、ポイント残高を第三者に利用された場合、又は、その他何らかの損害が生じた場合でも、町は一切の責任を負わないものとします。

第3章 コイン・チケットサービス

第24条(交通チケット)

- 1 利用者は、対象の公共交通に交通チケット(まちバスチケット・シルバータクシーチケット)を利用して乗車することができます。対象の公共交通は、別途定めるものとします。
- 2 利用者は、対象施設にて、交通チケット(まちバスチケット・シルバータクシーチケット)をマイナンバーカード及び子ども専用ICカードへチャージすることができます。単位は「枚」で、無償発行分を含めてまちバスチケットは999枚まで、シルバータクシーチケットは60枚までチャージが可能とします。
- 3 利用者は、対象の公共交通において交通チケットを利用する場合、町の定める方法により、現金その他の支払方法と交通チケットを併用することができるものとします。チケット残高が運賃等の対価の総額に不足する場合には、利用者はその不足額を町が定める方法により、支払うものとします。
- 4 利用者は、交通チケットを利用した際に、読取端末に表示される残高に誤りがないかを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で事業者あるいは町に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、利用者は、当該交通チケットの残高について誤りがないことを了承したものとします。
- 5 交通チケットの残高及び有効期限は、一部施設に設置された読取端末表示及び「LoCoPiあさひまちLINE」で確認できるものとします。まちバスチケットの有効期限は無期限、シルバータクシーチケットの有効期限は毎年5月末とします。
- 6 利用者が、本サービスの利用停止又は利用者資格を喪失した時点で、交通チケット残高はゼロとなり、現金の払戻し等も行われないものとします。

第25条(LoCoPiあさひまちコイン)

「LoCoPiデジタル商品券(電子マネー)」は2024年11月1日より、「LoCoPiあさひまちコイン」にサービスを引き継ぎました。規約詳細については、別途定める「朝日町地域通貨(LoCoPiあさひまちコイン)利用規約」を参照ください。

第26条(みんなびチケット)

- 1 利用者は、対象の公共サービスでみんなびチケットを利用して、サービスの提供を受けることができます。対象の公共サービスは、別途定めるものとします。
- 2 利用者は、町から遠隔による付与で取得することにより、みんなびチケットの利用が可能になります。付与を行う対象利用者は、別途定めるものとします。単位は枚で、無償発行分を含めて999枚までチャージが可能とします。
- 3 みんなびチケットの有効期限は、年度管理(4月1日から翌年3月31日まで)となります。有効期限以降のみんなびチケットは無効となり、有効期限の翌日にみんなびチケット残高はゼロとなります。現金の払戻しも行われないものとします。
- 4 みんなびチケットの残高及び有効期限は、一部施設に設置された読取端末及び「LoCoPiあさひまちLINE」で確認できるものとします。
- 5 利用者が、本サービスの利用停止又は利用者資格を喪失した時点で、みんなびチケット残高はゼロとなり、現金の払戻し等も行われないものとします。

第27条(チケットを利用できない場合)

利用者は、次に掲げる各号のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、チケットを利用したサービス提供を受けること、チケットの残高確認をすることなど、本サービスに関連するサービスの提供を受けられないことをあらかじめ承諾するものとします。

- 1 町がチケットサービスを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- 2 マイナンバーカード及び子ども専用ICカードの破損、又は対象施設の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- 3 保守管理等のためにシステムの全部又は一部を休止する場合
- 4 その他やむを得ない事由による場合

第28条(チケット・コインによる決済トラブルが発生した場合)

通信トラブルや残高不足等何らかの事象により決済が完了できなかった場合は、利用者の承諾を得た上で、サービス利用に必要な所定数のチケット・コインを町が遠隔操作によって減算させていただく場合がございます。

第29条(換金等不可)

第15条の場合を除き、各種チケットの換金又は現金の払戻しはできないものとします。

第30条(マイナンバーカード及び子ども専用ICカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行)

マイナンバーカード及び子ども専用ICカードの破損・汚損・磁気不良等により、マイナンバーカード及び子ども専用ICカードが再発行された場合、町所定の方法で確認された各種チケット残高が再発行されたマイナンバーカード及び子ども専用ICカードに引き継がれるものとします。

第31条(マイナンバーカード及び子ども専用ICカードの紛失・盗難等の再発行)

- 1 紛失盗難によりマイナンバーカード及び子ども専用ICカードが再発行された場合、町によるマイナンバーカード及び子ども専用ICカードの利用停止措置が完了した時点の各種チケット残高が、再発行されたマイナンバーカード及び子ども専用ICカードに引き継ぐものとします。ただし、本人確認ができない場合は、利用停止処理ができない場合があります。なお、再発行までに各種チケット残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。
- 2 利用者が、マイナンバーカード及び子ども専用ICカードの紛失・盗難を申し出てから町による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、本サービス利用者は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、各種チケット残高を第三者に利用された場合、又は、その他何らかの損害が生じた場合でも、町は一切の責任を負わないものとします。

第32条(チケットサービスの終了)

- 1 町は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に町所定の方法で通知することにより、チケットサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - (1)社会情勢の変化
 - (2)法令の改廃
 - (3)その他町のやむを得ない都合による場合
- 2 前項の場合、利用者は町の定める方法により、各種チケット残高に相当する現金の払戻しを町に求めることができるものとします。但し、当町が前項の通知を行ってから2年を経過した場合は、利用者は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議無く承諾するものとします。
- 3 本人確認ができない場合又は各種チケット未使用残高が判明しない場合には、町は払戻しの義務を負わないものとします。

第33条(制限責任)

第32条に定める理由及びその他の理由により、利用者がチケットサービスを利用できないことで当該利用者に生じた不利益又は損害について、町はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が町の故意又は重過失による場合を除きます。なお、町に故意又は重過失がある場合でも、町は逸失利益については損害賠償の責任を負わないものとします。

最終改定日:2025年2月28日

以上